

令和 8 年（フ）第 2 4 9 4 号
東京都目黒区碑文谷 3 丁目 17—12—301
破産者 谷本 博康
1 決定年月日 令和 8 年 8 月 20 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 2 5 0 5 号
東京都足立区佐野 2 丁目 20 番 12 号
破産者 株式会社アクセス
1 決定年月日 令和 8 年 8 月 20 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 2 5 8 5 号
東京都北区志茂 5 丁目 10—16—203
破産者 国分 豪人
1 決定年月日 令和 8 年 8 月 20 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 2 6 5 8 号
東京都荒川区荒川 1 丁目 21 番 5 号
破産者 株式会社トライブコーポレーション
1 決定年月日 令和 8 年 8 月 20 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 2 7 8 9 号
東京都大田区南馬込 1 丁目 23—5—201
破産者 田澤奈乃果
1 決定年月日 令和 8 年 8 月 20 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 3 0 1 9 号
東京都北区岸町 1 丁目 1 番 10 号
破産者 株式会社山雄会

1 決定年月日 令和 8 年 8 月 20 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 3 0 2 0 号
埼玉県戸田市笹目北町 6 サニーハウス戸田 2 番館 414
破産者 山田 雄太
1 決定年月日 令和 8 年 8 月 20 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 3 1 2 0 号
東京都渋谷区道玄坂 2—9—4 道玄坂 Le e—One ビル 3 階
破産者 株式会社まるまる日和
1 決定年月日 令和 8 年 8 月 20 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 3 2 3 9 号
東京都江戸川区春江町 1 丁目 1—9 メゾン田澤 II 202
破産者 瀬川 克訓
1 決定年月日 令和 8 年 8 月 20 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 3 2 5 7 号
東京都北区東十条 4 丁目 12 番 2 号—402
破産者 株式会社高西企画
1 決定年月日 令和 8 年 8 月 20 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 3 2 5 8 号
東京都北区岸町 2 丁目 1—4
破産者 小西 康裕

1 決定年月日 令和 8 年 8 月 20 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 3 2 6 3 号
東京都調布市下石原 1 丁目 26—2—206、商業登記簿上の本店所在地北海道札幌市中央区南二条東 2 丁目 7 番地 1（2 F）
破産者 株式会社 F P—MY S
1 決定年月日 令和 8 年 8 月 20 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 3 2 6 4 号
東京都調布市下石原 1 丁目 26—2—206
破産者 工藤 崇
1 決定年月日 令和 8 年 8 月 20 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 3 3 1 4 号
東京都世田谷区代沢 5 丁目 32 番 10 号
破産者 株式会社アイフーズ
1 決定年月日 令和 8 年 8 月 20 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 3 3 1 5 号
神奈川県川崎市麻生区百合丘 3—21 みずき街 7—408
破産者 松崎 秀太
1 決定年月日 令和 8 年 8 月 20 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 3 3 6 5 号
神奈川県相模原市南区麻溝台 6 丁目 2 番 3 号
破産者 株式会社ネクサスアーキテクト

1 決定年月日 令和 8 年 8 月 20 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 3 3 6 6 号
東京都台東区千束 3 丁目 27—14—404 ダイアパレス浅草第 2
破産者 川内 仁史
1 決定年月日 令和 8 年 8 月 20 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 3 4 5 1 号
東京都江戸川区春江町 2 丁目 6 番 14 号
破産者 有限会社宮速
1 決定年月日 令和 8 年 8 月 20 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 3 4 7 8 号
代替住所 A（旧住所 埼玉県狭山市入間川 3142—74）
破産者 立花 美帆
1 決定年月日 令和 8 年 8 月 20 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 3 5 2 5 号
東京都足立区本木 1 丁目 8—3—202
破産者 伊藤 徹哉
1 決定年月日 令和 8 年 8 月 20 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 3 5 9 9 号
東京都世田谷区太子堂 5 丁目 2—11—306
破産者 毛塚 瑞樹
1 決定年月日 令和 8 年 8 月 20 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部